

【第5次一括法関係】平成28年4月1日より国から県に移譲される事務・権限に関する県担当課

	法律	事務・権限	課名等				(参考) 旧所管府省名
			部	担当課	班	電話番号	
1	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可	健康福祉部	薬務感染症対策課	薬事班	059-224-2330	厚生労働省
2	農地法	4ha超の農地転用に係る許可	農林水産部	農地調整課	農地班	059-224-2550	農林水産省
3	農業振興地域の整備に関する法律(※H27.6.26～)	国が基本指針に対する意見を述べる際の関係市町村からの意見聴取	農林水産部	農地調整課	農地班	059-224-2550	農林水産省
4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	サービス産業創出班	059-224-2227	経済産業省
5	消費者安全法	立入調査等の対象となる事業者の拡大	環境生活部	くらし・交通安全課	消費生活センター班	059-224-2400	消費者庁
6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品製造販売等に対する都道府県承認品目等拡大	健康福祉部	薬務感染症対策課	薬事班	059-224-2330	厚生労働省